



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社さくらケーシーエス
代 表 者 名 取締役社長 神 原 忠 明
コ ー ド 番 号 4 7 6 1 (東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長
高 岸 浩 司
TEL 078-391-6571

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更いたします。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるため、変更案第16条第1項を新設します。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設します。
- (3) 株主総会参考資料の電子提供制度が導入されることで、現行定款第16条は不要となるため、これを削除します。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を新設します。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。
- (5) 第10条の表記を一部変更します。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月29日(水)
定款変更の効力発生予定日	2022年6月29日(水)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第9条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上